

総務会について

○ 任務

党規約第9条に定める議決機関として以下を行う。

- ① 党執行に関し規約に定める事項の審議・承認
- ② 党運営に関する重要事項の審議・議決
- ③ 特に重要な政策について審議を行い議決
- ④ 規則の制定及び改廃

※③については、執行役員会の要請として、当面すべての案件を取り扱うこととする。

○ 構成

総務会長	平野 博文・衆議院議員	
副会長	山井 和則・衆議院議員	長浜博行・参議院議員
*代表	玉木雄一郎・衆議院議員	大塚耕平・参議院議員
*代表代行	原口 一博・衆議院議員	
*幹事長	古川 元久・衆議院議員	
幹事長代行	増子 輝彦・参議院議員	
*政務調査会長	足立 信也・参議院議員	
*選挙対策委員長	大島 敦・衆議院議員	
*国会対策委員長	泉 健太・衆議院議員	
*組織委員長	櫻井 充・参議院議員	
*参議院幹事長	榛葉賀津也・参議院議員	
総務	渡辺 周・衆議院議員	小林 正夫・参議院議員
	小宮山泰子・衆議院議員	津村 啓介・衆議院議員
	牧 義夫・衆議院議員	小熊 慎司・衆議院議員
	徳永 エリ・参議院議員	
(役員室長陪席)	岸本 周平・衆議院議員	羽田雄一郎・参議院議員

* = 党規約9条に基づく役職に伴う選任。

- ・ 但し、渡辺、小林両副代表は役職ではなく代表指名として選任
- ・ 参議院議員会長は、現在は大塚代表兼務
- ・ 参議院国会対策委員長は党籍を有さないため選任対象外

○ 開催

- ・ 会期中は毎水曜日16時に定例開催。但し必要に応じて適宜臨時開催する。閉会中は別途検討する。
- ・ 原則として、各月第1回目の総務会は「拡大総務会」とし、ブロック代表幹事、地方自治体議員団等の代表者の出席を求めることとする。
- ・ 党所属国会議員は、事前に総務会長の了承を得たうえで、総務会に出席し発言することができることとする。